

○特許庁告示第七号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律
施行規則(昭和五十二年通商産業省令第三十四号)
第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和
五十三年九月二十九日特許庁告示第二号(国際事
務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件)の一
部を次のように改正し、平成二十年一月一日から
施行する。

平成十九年十一月二十八日
特許庁長官 肥塚 雅博
第二号を次のように改める。
二 本邦通貨の金額
1 千四百スイス・フラン 十三万七千円
2 千五百スイス・フラン 十五万五千円
3 二万スイス・フラン 一万九千六百円
4 三万スイス・フラン 二万九千四百円
5 三万スイス・フラン 二万九千四百円
○特許庁告示第八号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律
施行規則(昭和五十二年通商産業省令第三十四号)
第七十八條の三の規定に基づき、昭和六十年九月
二十一日特許庁告示第二号(特許庁以外の国際調
査機関に対する手数料の納付のための口座及び調
査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定め
る件)の一部を次のように改正し、平成二十年一
月一日から施行する。
平成十九年十一月二十八日
特許庁長官 肥塚 雅博
第二号中、「二十五万五千三百円」を、「二十六万
千円」に改める。
○東北地方整備局告示第四百四十八号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の
規定に基づき、告示する。

○環境省告示第七号
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關
する法律(平成四年法律第七十五号)第四十六條
第三項の規定に基づき、平成十九年十一月二十八
日付けをもって次の保護増殖事業を認定したの
で、同条第四項の規定に基づき告示する。
平成十九年十一月二十八日
環境大臣 鴨下 一郎
一 認定を受けた保護増殖事業を行う者の主たる
事務所所在地、名称及び代表者の氏名
富山県富山市古沢二五四番地
財団法人富山市ファミリーパーク公社
理事長 森 雅志
二 認定を受けた保護増殖事業の事業計画
イ 事業計画の名称
ツシマヤマネコ保護増殖事業計画
ロ 事業計画の区域
富山市ファミリーパーク
ハ 事業計画の期間
平成十九年十一月二十八日から平成二十三
年三月三十一日まで
ニ 事業計画の概要
(一) 飼育下繁殖個体群の維持及び充実
(二) 飼育下繁殖個体群の一部の野生下個
体群への導入の検討
(三) 飼育繁殖に関する科学的データの収
集
(四) ツシマヤマネコの現状及び保護増殖
事業の取組の普及啓発

その関係図面は、平成十九年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十八日
東北地方整備局長 久保田 勝

○東北地方整備局告示第四百四十九号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の
規定に基づき、告示する。
平成十九年十一月二十八日
東北地方整備局長 久保田 勝
その関係図面は、平成十九年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十八日
東北地方整備局長 久保田 勝

○東北地方整備局告示第四百五十号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の
規定に基づき、告示する。
平成十九年十一月二十八日
東北地方整備局長 久保田 勝
その関係図面は、平成十九年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十八日
東北地方整備局長 久保田 勝
供用開始の期日 平成十九年十一月二十八日
○関東地方整備局告示第三百六十九号
都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十
三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計
画の変更を認可したので、同条第二項の規定にお
いて準用する同法第六十二条第一項の規定に基づ
き、次のとおり告示する。
なお、事業地の全部について、都市計画法第六
十九条の規定により適用される土地収用法第三十
一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用
の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条
第三項の規定に基づき、あわせて告示する。
平成十九年十一月二十八日
関東地方整備局長 北橋 建治
一 施行者の名称 東京都
二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都市計
画公園事業五・五・一号東伏見公園
三 事業施行期間 自平成十四年一月十日自平成
二十七年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 平成十四年関東地方整備局告示第
十一号及び平成十六年関東地方整備局告示第
三
被聴聞者 東京都港区港南二丁目十六番一
八ウコム株式会社 代表取締役 多田 春彦

福島県安達郡大玉村字仲江三〇四番一から同村字向
原二八九番まで
(四) 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所
変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長
前 三三・六五、四九・五五、キロメートル
三二・六五、五九・八九、〇〇・〇〇、キロメートル
四八

変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長
前 三五・六〇、〇一・二二、キロメートル
四一・〇〇、〇一・二二、キロメートル、〇〇・〇〇、三三・八